

通達甲（交．規．災）第4号

令和7年2月25日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に伴う交通対策実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に伴う交通対策実施要綱を制定し、令和7年2月25日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

第1 制定の趣旨

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に実施する交通対策について必要な事項を定め、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の被災地域に対する効果的な災害応急対策の実施に寄与するため、新たに要綱を制定するものである。

第2 運用上の留意事項

- 1 この要綱は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の交通対策について適用するものとする。
- 2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合において、警視庁管内（島部を除く。）で震度5強以上の地震が発生したときの交通対策については、警視庁災害警備実施計画（平成28年6月22日通達甲（副監．備．災．災）第12号）、大震災の発生に伴う交通対策等実施要綱（平成24年3月5日通達甲（交．規．規3）第3号）等の定めるところによるものとする。
- 3 この要綱に定めのない規制措置を必要とする場合は、状況に応じ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）又は道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく交通規制として実施するものとする。

別添

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に伴う交通対策実施要綱

第1 目的

この要綱は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模の地震をいう。以下同じ。）が発生した場合（警視庁管内（島部を除く。）で震度5強以上の地震が発生した場合を除く。以下同じ。）に、被災地域における救出救助活動等の災害応急対策が円滑に行われるための緊急交通路の確保その他の必要な交通対策を迅速かつ的確に実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に伴う交通対策の実施については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）、緊急通行車両等の確認等に係る事務手続要領の制定について（令和7年2月25日通達甲（交.規.実）第3号。以下「確認事務手続要領」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 交通対策本部の設置

交通規制課長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合は、必要に応じて、交通対策指揮室内に自らを本部長とする交通対策本部を設置し、交通対策全般の指揮に当たるものとする。

第4 交通対策の実施要領

関係所属長は、前第3の交通対策本部が設置された場合は、次の交通対策を実施するものとする。

- 1 交通規制課長は、警察庁及び隣接県警察と調整を行った上、別表の「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に伴う緊急交通路指定予定路線」に掲げる路線（以下「緊急交通路指定予定路線」という。）のうち必要なものを緊急交通路（災対法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するために東京都公安委員会が指定する道路の区間をいう。以下同じ。）として指定する手続をとること。
- 2 交通規制課長は、緊急交通路指定予定路線以外の路線を緊急交通路として指定する必要があると認められる場合は、警察庁及び隣接県警察と調整を行った上で指定する手続をとること。
- 3 高速道路交通警察隊長は、道路管理者と連携して、緊急交通路に指定された首都高速道路及び高速自動車国道（以下「首都高速道路等」という。）の損壊状況の視察並びに別に交通

部長が指定する箇所の点検を実施するとともに、その結果を速やかに交通規制課長に連絡すること。

- 4 高速道路交通警察隊長及び関係交通機動隊長は、別に交通部長が指定する首都高速道路等の本線車道等に交通検問所を設置し、緊急通行車両及び確認事務手続要領に規定する規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行を禁止する措置をとること。
- 5 首都高速道路等の入路（以下単に「入路」という。）を管轄する警察署長は、別に交通部長が指定する入路に交通検問所を設置し、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止する措置をとること。
- 6 交通規制課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「交通規制課長等」という。）は、確認事務手続要領に定めるところにより、緊急通行車両等であることの確認を行うこと。

第5 交通対策実施上の留意事項

関係所属長は、交通対策を実施するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 交通規制課長等は、前第4に規定する交通対策を実施するに当たっては、サインカー、誘導標識車等の車両を有効に活用するほか、ロープ、セイフティーコーン、A型バリケード、照明ライト、検問停止灯等の装備資器（機）材を効果的に活用すること。
- 2 交通管制課長は、交通情報板、交通テレビシステム等を活用するなど、交通管制システムを効果的に運用すること。

第6 広報活動

1 報道機関等に対する広報の要請

交通総務課長は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、緊急交通路における緊急通行車両等以外の車両の通行の禁止、交通規制への協力の呼び掛け等について、放送要請及び報道要請を行うものとする。

2 運転者等に対する広報

- (1) 交通総務課長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長及び警察署長は、交通規制の実施状況について、サインカー、誘導標識車、交通取締用四輪車、警ら用無線自動車、白バイ、広報車等の車両により、管轄区域又は担当区域において活発な広報を実施するものとする。
- (2) 関係交通機動隊長は、前（1）に規定するほか、別に交通部長が指定する首都高速道路の配置箇所においても広報を実施するものとする。

別表

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生に伴う緊急交通路指定予定路線

番号	路線名	区間
1	首都高速道路6号三郷線	加平IC～都県境（下り）
2	中央自動車道	八王子IC～都県境（下り）
3	首都圏中央連絡自動車道	都内全線